①　②以外の場合には、遺伝子解析等検査以外の検査の結果についての判定を先行して行い、可能な限り速やかに２の判定に移行する。

②　第９の１の⑴の移動制限区域内で豚コレラが続発しており、疫学情報が十分に収集されている場合には、遺伝子解析等検査以外の検査の結果についての判定を行い、直ちに２の判定に移行する。

⑵　清浄性の維持確認のための調査で陽性が確認された場合

①　第３の１の臨床検査で異状が確認された場合には、当該臨床検査（特に体温測定）、第４の６の⑴により行う第４の５の⑴の検査及び遺伝子解析等検査の結果について、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、判定する。この際、遺伝子解析等検査が終了していない場合にあっては、⑴の①の手続に従う。

②　第３の２の抗体保有状況調査により陽性が確認された場合には、当該抗体保有状況調査の結果、第４の６の⑵の①又は②により行う臨床検査（特に体温測定）及び第４の５の⑴の①及び②の検査の結果並びに遺伝子解析等検査の結果について、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、判定する。この際、遺伝子解析等検査が終了していない場合にあっては、⑴の①の手続に従う。

③　第３の３の病性鑑定材料を用いた調査で陽性が確認された場合には、

ア　当該調査のうち抗原検査により陽性が確認された場合には、当該抗原検査の結果、第４の６の⑶により行う臨床検査（特に体温測定）及び５の⑴の検査（当該検査を行った場合に限る。）の結果並びに遺伝子解析等検査の結果について、小委の委員等の専門家の意見を踏まえ、判定する。この際、遺伝子解析等検査が終了していない場合にあっては、⑴の①の手続に従う。

イ　当該調査のうち血清抗体検査のみにより陽性が確認された場合には、②の手続に従う。

２　患畜及び疑似患畜

１の病性の判定の結果に基づき、次のいずれかに該当する豚等を患畜又は疑似患畜と判定する。

⑴　患畜

①　ウイルス分離検査により、豚コレラウイルスが分離された豚等

②　遺伝子検査（ＰＣＲ検査及び遺伝子解析）により豚コレラウイルスに特異的な遺伝子が検出された豚等

③　第９の１の⑴の移動制限区域内で発生が続発している場合において、同一の畜房内（１の畜房内につき１の豚等を飼養している場合にあっては、同一の畜舎内）の複数の豚等が、第４の１の⑴から⑺までに掲げるいずれかの臨床症状を伴い死亡した場合において、当該豚等のうち、蛍光抗体法により豚コレラウイルス抗原が検出された豚等

④　第９の１の⑴の移動制限区域内で発生が続発している場合において、第４の１の⑴から⑺までに掲げるいずれかの臨床症状を伴い死亡した複数の豚等がいる畜房内（１の畜房内につき１の豚等を飼養している場合にあっては、同一の畜舎内）に同居する豚等であって、このうち、第４の１の⑴から⑻までに掲げるいずれかの臨床症状が確認され、かつ、ＰＣＲ検査によりペスチウイルスに特異的な遺伝子が検出された豚等

⑤　初発農場（第９の１の⑴の移動制限区域の設定（他の農場での発生を契機として設定された移動制限区域と重複している区域を設定する場合を除く。）を行う契機となった農場をいう。以下同じ。）で疑似患畜のみ確認されている場合において、当該初発農場を中心とする第９の１の⑴の移動制限区域内の農場で患畜が確認された場合、又は当該初発農場に係る第12の１の疫学調査により他の農場で患畜が確認された場合の当該初発農場における⑵の①の疑似患畜

⑵　疑似患畜

①　初発農場において、同一の畜房内（１の畜房内につき１の豚等を飼養している場合にあっては、同一の畜舎内）の複数の豚等が、第４の１の⑴から⑺までに掲げるいずれかの臨床症状を伴い死亡した場合において、当該豚等のうち、蛍光抗体法により豚コレラウイルス抗原が検出された豚等

②　患畜又は初発の疑似患畜（初発農場のものをいう。以下同じ。）が確認された農場（以下「発生農場」という。）で飼養されている豚等

③　発生農場で豚等の飼養管理に直接携わっている者が直接の飼養管理を行っている他の農場において飼養されている豚等

④　第12の１の⑴の疫学調査の結果により、患畜又は初発の疑似患畜と判定した日（発症していた日が推定できる場合にあっては、その日。以下「病性等判定日」という。）から遡って10日目の日から現在までに患畜又は疑似患畜と接触したことが明らかとなった豚等

⑤　第12の１の⑴の疫学調査の結果により、病性等判定日から遡って10日目の日より前に患畜又は初発の疑似患畜と接触したことが明らかとなった豚等であって、当該患畜又は初発の疑似患畜の発症状況等からみて、患畜となるおそれがあると家畜防疫員が判断した豚等

⑥　第12の１の⑴の疫学調査の結果により、病性等判定日から遡って21日目の日から現在までの間に患畜又は初発の疑似患畜から採取された精液を用いて人工授精を行った豚等

第６　病性等判定時の措置

１　関係者への連絡

⑴　都道府県は、第５の２により豚等が患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた場合には、速やかに、次の者に対し、その旨及び発生農場の所在地について、電話、ファクシミリ等により連絡する。

①　当該豚等の所有者

②　当該都道府県内の市町村

③　当該都道府県の獣医師会、生産者団体その他の関係団体

④　隣接の都道府県

⑵　都道府県は、豚等が患畜又は疑似患畜のいずれにも当たらないと判定する旨の連絡を受けた場合には、その旨を当該豚等の所有者に連絡する。また、通報に係る異状の原因の調査を行い、その結果について当該豚等の所有者に説明するとともに、動物衛生課に報告する。

２　対策本部の設置及び国・都道府県等の連携

⑴　農林水産省は、患畜又は疑似患畜である旨の判定後、速やかに、農林水産大臣を本部長とする農林水産省豚コレラ防疫対策本部（以下「農林水産省対策本部」という。）を設置し、初動対応等を定めた防疫方針を決定する。ただし、特段の必要があるときは、病性の判定前に設置する。

⑵　農林水産省は、動物衛生研究所、独立行政法人家畜改良センターその他の関係機関の協力を得て、次の職員等を発生都道府県に派遣する。

①　国の防疫に関する方針を都道府県に正確に伝達し、国と都道府県が連携を密にできるよう調整する職員

②　国の防疫に関する方針の見直し（緊急防疫指針の策定を含む。）を適時適切に行うための感染状況の正確な把握を行う疫学の専門家

③　と殺及び埋却等の防疫措置に習熟し、都道府県の具体的な防疫措置をサポートする緊急支援チーム

④　小委に設置する疫学調査チーム

⑶　都道府県は、⑴の防疫方針に即した具体的な防疫措置を円滑に実行するため、患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、速やかに、関係部局で構成する都道府県豚コレラ防疫対策本部（以下「都道府県対策本部」という。）を設置する。ただし、円滑・的確な防疫対応を行う上で特段の必要があるときは、病性の判定前に設置する。

⑷　都道府県は、都道府県対策本部について、その役割及び機能が円滑かつ十分に発揮できるよう、防疫作業、資材調達、疫学調査、広報、出納管理等の本部内での役割分担を定める。

⑸　農林水産省から派遣された⑵の①の職員は、都道府県対策本部に出席し、⑴の防疫方針を伝達し、必要な調整を行う。

⑹　都道府県対策本部は、防疫措置を円滑に実行するため、市町村、警察、獣医師会、生産者団体等との連絡体制を構築する。